

■天井の耐震化について

- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、体育館、ホール等多数の建築物において天井が脱落し、甚大な被害が生じました。

これらの被害を踏まえ、平成 25 年建築基準法施工令第 39 条第 3 項及び第 4 項（耐久性等関係規定）が新設され、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井を「**特定天井**」として規定するとともに、国土交通大臣が定める技術基準に従って脱落防止策を講ずべきことなどの規定が国土交通省告示第 771 号「**特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件**」により明確に定められました。

国土交通省告示第 771 号第二

特定天井とは、吊り天井であって次の各号のいずれにも該当するものとする

- 一 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
- 二 高さが 6m を超える天井の部分で、その水平投影面積が 200 m² を超えるものをふくむもの
- 三 天井面構成部材等の単位面積質量が 2kg を超えるもの

- ・今回の計画において、特定天井に該当する部分はありませんが、下記のスペースにおいては、空間の大きさ、及び用途より、天井の耐震性を高めた設計としています。

- ・新築棟 1 階市民ホール
- ・新築棟 2 階会議室 3（防災対策室）
- ・減築改修棟 1 階エントランスホール
- ・減築改修棟 4 階議場

- ・天井の耐震性を高めるため、下記の様な対策をします。
 - ・吊り材の振れ止めのため、斜め部材を設けます。斜め部材は V 字状に、X・Y 方向にバランス良く配置します。
 - ・下地材を固定する金物（ハンガー、クリップ）はビス固定又は耐風圧用金物を使用します。
 - ・天井材と壁の間、天井段差部分、シャッター、設備機器等廻りにクリアランスを設けます。